

高知県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領」(「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給について」(令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業又は収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている上に、新型コロナウイルスの影響による失業又は収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化していることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者(給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、給付金を支給する。

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
- (2) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者(以下「法第13条の2支給停止者」という。)又は法第6条の規定に基づく知事の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者(以下「公的年金給付等受給者」という。)

①当該者(法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限
----------------------------------	--------------------------------

<p>童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>②当該者（①に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

- (3) 申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく知事の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同号の表の左欄に掲げる者

ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

- (4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者又は第3号に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和3年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の別紙「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」に基づき支給される給付金（以下「その他の子育て世帯給付金」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないものとする。
- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和3年4月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和3年3月23日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

（給付金の支給等）

第3条 県は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただ

し、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第4条 県は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、別記様式第1号により給付金の受給の拒否を届け出ることができるものとする。

3 知事は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給方法)

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、令和3年4月分の児童扶養手当と同じ振込口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金に係る県の申請受付期間は、令和3年5月1日から令和4年2月28日までとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間中に申請することができなかった場合においては、この限りでない。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金に係る申請及び支給方法)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第2号又は別記様式第3号の申請書(以下「申請書」という。)により、知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請者に係る住民基本台帳が記録されている町村を経由して行うものとする。

3 申請者は、第1項の規定による申請の際、当該申請者が支給対象者であることを明らかにするため、戸籍謄本並びに別記様式第3号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出するものとする。

4 申請者は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証その他

の本人確認書類の写し等を提出し、又は提示すること等により、当該申請者が本人であることを明らかにするものとする。

- 5 第1項の規定による給付金の支給は、指定口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(代理による申請)

第8条 現に申請を行っている者が申請者の代理人であるときは、当該代理人は、次の各号のいずれかの方法により、法令の規定により又は申請者の依頼により代理による申請を行う者であることを明らかにしなければならない。

- (1) 当該代理人が法定代理人である場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法
- (2) 当該代理人が法定代理人以外の者である場合は、委任状を提出する方法

2 代理による申請については、前条第4項の規定を準用する。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 知事は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、同条第5項に定める方法により、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 知事は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、県ホームページへの掲載その他の方法による周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 知事が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、県が把握する令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 知事が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われな
いことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月31日までに
支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくな
った者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支
給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならな
い。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行し、同年5月28日から適用する。